

台風による復興住宅資金の利子補給制度のご案内

令和元年台風15号、19号、10/25の大雨により居住していた住宅に被害を受けた方が、住宅復興のために金融機関等より必要な資金を借り入れた場合の金利の一部を市が補助します。

■利子補給の内容

対象者	1. り災していることの証明を地方公共団体から受けた住宅を自己又は親族が所有する方で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた方。 2. 被災住宅に代わる住宅の建設・購入を市内で行う方、または市内の被災住宅の補修を行う方。 3. 資金について、令和元年9月9日から令和4年3月31日までに融資の実行を受けた方。 <u>※市税等を滞納されている方は補助を受けることができません。</u>
対象資金 (対象限度額)	金融機関等による被災者向け住宅資金融資等で10万円以上500万円以下のもの。 令和元年9月9日以降すでに借り入れした場合も対象となります。 (10万円未満の場合及び500万円を超える借入の部分については対象外となります。)
利子補給率	年 2.0 パーセント (融資金利が2.0パーセント未満の場合はその金利)
利子補給期間	5 年間
申込方法	申込書に必要書類を添付し下記窓口まで提出してください。
申込に必要な書類	1. 住民票の写し 2. 申込者と被災した住宅の所有者及び居住者の親族関係のわかる書類 3. 罹災証明書の写し 4. 被災した住宅の登記事項証明書 5. 新築若しくは購入又は補修に係る見積書 ※その他申請内容によって必要となる書類があります。
問い合わせ 申込先	旭市役所 都市整備課建築住宅班 TEL：0479-62-5895